

2011年10月度 AIPPI・JAPAN 活動報告及び今後の予定

1) セミナー及びシンポジウム開催報告・今後の予定

<開催報告>

・AIPPI 米国特許セミナー

「第一国特許出願の明細書を英語で書く方法とその利点：作成方法の具体的な指針」

日時場所：平成 23 年 10 月 11 日（火）13：30～17：00

会 場：航空会館 7 階 701+702 会議室

講演者：Ken Ichirou Yoshida 氏（Senior Partner, Knoble, Yoshida & Dunleavy, LLC）

使用言語：日本語

講義内容：

1) 第一国特許出願の明細書を英語で書く方法とその利点：作成方法の具体的な指針

本セミナーでは、日本企業の米国法人や米国企業のために直接英語明細書を作成する立場にある講師より、その経験とノウハウを活かして、最初から英語出願を行う場合のノウハウや英語明細書作成の実務を日本の出願人（企業や特許事務所）の実務家向けに下記の事項についてご解説を頂いた。

①第一国特許出願の明細書を英語で書く利点

英語は、グローバルな用語であり、言語構造（主語、順序性、単数複数、段落構造、時制等）が、日本語（曖昧さのある）とは異なり明瞭である。

②英文明細書作成のスキル

明瞭、簡潔及び正確な用語を使う事が必須要件。

③英文明細書作成のポイント

自分自身で、請求項又は図面から論理性や理解度を確認する事が重要なポイント。

④英文明細書を作成するに当たり心がける事

日々能力を養う（間違いを見つけられる能力を身につける。語彙力を増やす等）

2) 改正米国特許法について

また、講師のご厚意により本年 9 月に改正された米国特許法についても下記事項の詳しい解説を頂いた。

① 出願と訴訟に関する事項

（先願主義とグレースピリオド、当事者系レビュー、特許付与後レビュー及びベストモードの変更等）

② 改正法各項目の実際の発効日

③ 米国弁護士はこの改正をどう考えているか

④ 将来展望

等々、このセミナーは、企業知財部や特許事務所で国際出願に携わる方々にとって非常に貴重な内容であった。

本セミナーには、60名を超える参加者にお集まり頂き、活発な質疑応答が行われ成功裡に終了した。以上



Ken Ichirou Yoshida 氏

・EPO 特許セミナー

日時場所：平成 23 年 10 月 24 日（月）13：30～17：00

会 場：航空会館 7 階 701+702 会議室

講演者：Dr. Athanassios-Andreas Stamatopoulos

（Principal Director（部長），Biotechnology and Pure and Applied Organic Chemistry）

Dr. Dieter Tzschoppe（Director（審査長），Pure and Applied Organic Chemistry）

Dr. Petra Baurand（Examiner（審査官），Pure and Applied Organic Chemistry）

Dr. Berthold Rutz（Examiner（審査官），Biotechnology）

使用言語：英語（英語－日本語の逐次通訳付）

講義内容：

EPO 審査部（ミュンヘン）から 4 名をお迎えして、下記の通り、EPO の施策一般～医薬及びバイオの技術分野を中心にご講演頂いた。

1) 欧州特許制度の最新の動向（Dr. Athanassios-Andreas Stamatopoulos）

- ・ IP5（EPO・米・日・中・韓）の特許庁において重複する出願が約 25 万件にも及ぶ。しかし言語の違い等により、お互いにアクセスする事が困難な状況にある。この IP5 では、お互いの諸問題を解決し審査の重複を避け、かつ、特許の質を向上させる取り組みを行っている。
- ・ EPO と USPTO は、Cooperative Patent Classification（CPC）という共同特許分類を策定中である。
- ・ 現在 EU では、EU 統一特許を 2013 年に付与できるよう準備を進めている。

2) EPO における異議申立制度について (Dr. Dieter Tzschoppe)

- ・ 欧州特許に対する異議申立は、付与後 9 ヶ月以内であれば誰でも行える。
- ・ 異議申立の約 9 割は、口頭審理を行っている。審理期間は大幅に短縮され、医薬品分野では 2006 年で 31 カ月かかっていたのが、2010 年では 20 カ月となっている。
- ・ 出願人は、出願時から異議申立、更には口頭審理を想定した明細書の作成が望ましく、審査中の補正も慎重に行う事が重要である。

3) EPO における医薬用途特許について (Dr. Petra Baurand)

- ・ EPO は、第二医薬用途発明を (スイスタイプクレーム) 保護してきたが、拡大審判部の決定 (G2/08) により認めない方針を明らかにした。

4) EPO におけるバイオ特許について (Dr. Berthold Rutz)

- ・ 近年の EPO に出願された分野別の統計を見るとバイオテクノロジーに関する出願の伸び率が最も多い。
- ・ バイオテクノロジーに関する特許の保護は、EPC 規則 26 条～29 条に規定されている。(規則 27 では、特許を受けることができる生物工学的発明及び規則 28 では、特許性の例外を規定している。)

また、解釈の補足手段として「生物学発明の法的保護に関する 1998 年 7 月 6 日の欧州議会及び理事会指令 98/44/EC」でも規定されている。

等々、このセミナーは、欧州を取りまく最新の知的財産保護状況及び EPO における審査実務を具体的に知る非常に良い機会となった。

本セミナーには、50 名を超える参加者にお集まり頂き、活発な質疑応答が行われ成功裡に終了した。



Dr. Athanassios-Andreas Stamatopoulos



Dr. Dieter Tzschoppe



Dr. Petra Baurand



Dr. Berthold Rutz

<開催予定>

・AIPPI セミナー

「中国における権利確認訴訟への戦略的対応：意匠権・商標権帰属確認類行政訴訟を中心に」

日時場所：平成 23 年 11 月 25 日（金） 14：00～17：00

会場：全日通霞ヶ関ビルディング 8 階 大会議室

講演者：呂 毅勇 氏（中国北京 毅弘律師事務所 弁護士）

モデレーター：村木 清司 氏（特許業務法人 松原・村木国際特許事務所 弁理士）

渡辺 惺之 氏（立命館大学 法科大学院 教授）

使用言語：日本語

受講費：会員 5,000 円（会員以外の方 10,000 円）

定員：80 名

セミナー開催案内：

当協会では、中国北京の毅弘律師事務所から呂毅勇弁護士をお迎えして、下記ご講演を頂くことになりました。

近年、中国においては大量の商標、意匠の冒認（悪意）出願がなされ、かなりの割合で登録されているのが実情です。日本企業は、それらの冒認登録に基づき権利侵害訴訟を起こされた場合に、どのように対応すべきかを十分に検討しておくことが必要です。日本法的に言えば、冒認登録をいかに上手に無効・取消しにするかを、無効審判・審決取消訴訟を通して、特に証拠の面から検討し、助言するのが本セミナーの目的です。

このセミナーでは、

- ・無効審判（行政審判）と審決取消訴訟（権利帰属確認類行政訴訟）との関係
- ・権利帰属確認類行政訴訟の概念
- ・権利帰属確認類行政訴訟に関する法的性格・特徴
- ・権利帰属確認類行政訴訟における証拠の役割（重要性）
- ・権利帰属確認類行政訴訟の証拠規則に関する諸問題
- ・外国企業知財管理担当部署が中国証拠規則に対する理解の重要性
- ・中日両国法制度における証拠規則の相違（比較）

- ・立証責任、立証期限、「新証拠」について
- ・中心的な証拠・体系的な証拠（証拠連鎖）に関する概念・運用
- ・証拠力・証明力、証拠の収集方法、立証責任の転換に関する運用

等についてご説明頂きます。

このセミナーは、中国における意匠・商標の権利確認訴訟に関する実務を具体的に知る非常に良い機会ですので、多数の皆様にご出席いただきたく、ご案内申し上げます。

※当協会は、弁理士会継続研修の認定外部機関として認定を受けていますと共に、本セミナーについても外部機関研修として申請中ですので、2.5 単位が認められる予定です。ご希望の方には受講証明書を発行致しますので、申込の際、弁理士登録番号と共に予め事務局までお申し出下さい。セミナー終了後、証明書をお渡しします。

※本セミナーへの参加申し込みは[こちら](#)からお申し込みください。

2) 判例研究会開催報告・今後の予定

<平成 23 年 11 月開催予定>

第 103 回判例研究会

1. 開催日：平成 23 年 11 月 7 日（月）18：30 から
2. 場所：尚友会館 8 階 1 号, 2 号会議室
3. レポーター：前田 健 氏（神戸大学大学院法学研究科 准教授（知的財産法））
4. 事例：医薬品の製造承認と特許権の存続期間延長制度
5. 関連資料：
最判平成 23 年 4 月 28 日・平成 21 年（行ヒ）第 326 号
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110428152756.pdf>

なお、原審判決は次の通りです。

知財高判平成 21 年 5 月 29 日・平成 20 年（行ケ）第 10460 号
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20090529165548.pdf>

第 104 回判例研究会

1. 開催日：平成 23 年 11 月 28 日（月）18：30 から
2. 場所：尚友会館 8 階 1 号, 2 号会議室
3. レポーター：中尾 泰久 氏（特許庁 総務部総務課長）
4. 事例：「特許法の一部改正について」
また、この中で、関係する審決や判決もご紹介頂きます。
5. 関連資料：
平成 23 年 2 月 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書
「特許制度に関する法制的な課題について」
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/shingikai/sangyou_kouzou.htm

特許法等の一部を改正する法律（平成 23 年 6 月 8 日法律第 63 号）

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_230608.htm

以上